

“関電は高浜原発 3、4 号機を 運転してはならない” 大津地裁が運転差し止め仮処分を決定 国と電力会社が進める再稼働の流れに見直し迫る！

大津地裁（山本善彦裁判長）は、東日本大震災から 5 年を前にした 3 月 9 日、高浜原発 3、4 号機の運転を差し止める決定をしました。若狭の原発が重大事故を起こせば、深刻な被害を受ける可能性が高い滋賀県に住む人々の申し立てを全面的に認めたものです。なお、滋賀県は全県、高浜原発から 100 km 圏内にあります。

稼働中の原発の停止を司法が求めたのは世界初です。また、立地県外の裁判所での原発運転差し止め判断は日本では例のないことです。福島原発事故の被害が広範囲に及び、今も解決していない現実を踏まえた、勇気ある画期的な決定です。

仮処分決定は、速やかに行動しなければ取り返しがつかない事態が生じかねない案件のみに出されるもので、決定されれば即座に効力を発するものです。したがって、関電は、稼働中の 3 号機を 10 日午後 8 時過ぎに停止しました。関電による、決定の取り消しを求める保全異議や、仮処分の効力を一時的に止める執行停止の請求が認められない限り、3、4 号機の運転差し止めの法的効力は続きます。

以下に、仮処分決定の理由を簡単に解説します。

1. 新規制基準に適合したからと言って、原発が安全だとは言えない

政府は、福島原発事故後にできた新規制基準は「世界一厳しい」と言っています。一方、原発がこの新基準に適合するか否かを審査した原子力規制委員会（規制委）の田中委員長は、「新基準に適合しただけで、原発の安全を保証したものではない」とコメントしています。これらの発言からは、政府と国の規制委が異なる見解を持っているようにも受け取れますが、冷静に考えれば、これは、「世界一厳しい」基準で審査しても、原発は安全でないと国が言っていることになります。それでも、関電、政府、規制委は一丸となって高浜原発再稼働に突っ走ろうとしました。

これに対して、大津地裁は「福島原発事故の原因を徹底的に究明できたとは言えないので、新規制基準はただちに安全性の根拠とはならない」とし、福島事故後に作られた新規制基準でも「公共の安寧の基礎にはならない」と断じました。これまでの原発訴訟では、新規制基準に適合しているかどうか争点でしたが、今回は、新規制基準自体の合理性にも疑問を投げかけ、新たな判断枠組みを示したもののともいえ、全国で行われている多くの裁判にも影響を与えるものと考えられます。

2. 原発の安全性の立証責任は関電側にある：

十分説明できない場合は再稼働に不合理な点があると考えざるを得ない

「新規制基準に合格したから安全」という関電に対して、大津地裁は「福島事故後に、どう安全を強化したのか」を立証するように厳しく求めました。しかし、裁判において、関電は外部電源の詳細、基準地震動の設定の根拠などを、納得できるほど十分に証明しませんでした。使用済み燃料ピットが安全であることを証明する十分な資料の提出もしませんでした。過酷事故時の安全対策が十分である証明もいい加減でした。すなわち、関電は、彼らの主張を立証する責任を果たしていません。

なお、伊方原発訴訟（地元住民が原子炉設置許可をした内閣総理大臣に対して、設置許可の取り消しを求めて提訴したもの）での最高裁判決（1992 年 10 月）は、原発の賛否に関わらず、原発の安全性確保に関して留意すべき、行政と司法のあり方を次のように示しています。（今回の大津地裁の裁判は、内閣総理大臣が被告でなく、関電が被告ですから、行政庁を関電と読み替えてみて下さい。）

原子炉施設の安全性に関する裁判では、専門技術的な調査審議を基にしてなされた行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。このとき、原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、行政庁の側において、まず、その依拠した具体的審査基準ならびに調査審議および判断の過程等、行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、行政庁が主張、立証を尽くさない場合には、行政庁がした判断に不合理な点があることが事実上認められたとすべきである。

3. 避難計画が新規規制基準での審査に含まれていないことが問題

政府は、昨年12月高浜原発から半径30km圏の福井、京都、滋賀の広域避難計画を了承しましたが、関係自治体による一斉訓練は一度も行われていません。これについて、大津地裁は、自治体任せでなく、国主導で早急に避難計画を策定し、訓練を実施することを求めています。福島の前例事故を経験した国には、避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準を作成することが望まれ、作成が義務であろうと考えられます。また、関電は、万一の重大事故発生時の責任を誰が負うのかを明確にするとともに、新規規制基準を満たせば十分とするだけでなく、避難計画を含んだ安全対策を講じるべきです。

なお、政府や自治体による避難計画たるや、数週間ピクニックに出かけるようなものです。一旦、若狭で福島級の事故が起これば、若狭や京都北部の地形や交通事情からして、避難は著しく困難であることは無視しています。また、例え避難しえたとしても、故郷には二度と帰れないという危機感はありません。福島原発事故から約5年、チェルノブイリ原発事故から約30年経った今でも、両事故で避難した10数万人のほとんどが故郷を奪われたままで、長期の避難生活が健康をむしばみ、家族の絆を奪い、大きな精神的負担となっていること、多くの方が避難生活の苦痛で病死され、自ら命を絶たれたこと、癌の苦しみ、発癌の不安にさいなまれていることは忘れたかのような計画です。

福島では事故炉から約50km離れた飯館村も全村避難を強いられました。このことは、高浜原発で重大事故が起これば、若狭や近畿北部だけでなく、60km程度しか離れていない京都市全域を始め、関西の大都市も永遠に住めない放射性物質汚染地域になりかねないことを示しています。避難計画では、その地域の住民数百万人の避難は不可能であること、琵琶湖が汚染されれば、関西の住民1,450万人や避難者の飲料水がなくなることと考えていません。

重大事故が起こってからでは遅すぎます

大津地裁の大英断に応え、

原発全廃の行動に今すぐ起ちましょう！

目先の経済的利益や便利さを、人が人間らしく生きる権利や 事故の不安なく生きる権利と引き換えにしてはなりません

今回の大津地裁の決定は、昨年4月の福井地裁・樋口裁判長の高浜原発3、4号機運転差し止め仮処分決定に次ぐ大英断です。ただし、福井の決定を出した裁判長は配置転換され、代わりに政府の意を受けた最高裁は、反動的裁判官を送り込んで、昨年12月に仮処分決定を覆しました。大津地裁は、この逆風をものともしない勇気をもって、今回の画期的決定を出したのです。

大津地裁を孤立させてはなりません。大津地裁の大英断にこたえて、原発全廃のうねりをさらに大きくし、電力会社、政府、規制委の原発推進の野望を完全打ち砕きましょう。

関電による、大津地裁の判決を不服とした異議申し立てを許してはなりません。万一、電力会社、政府、規制委の原発推進の野望を許すことになれば、彼らは増長して、伊方原発、大飯原発などの多くの原発や高浜原発1、2号機のような超老朽原発の再稼働を加速するでしょう。さらに、原発の新設まで企てるでしょう。再稼働された原発の安全対策も怠るでしょう。断固とした原発全廃の行動に起ちましょう。

原発事故は止められます 人が決意すれば良いのです

原発事故は、自然災害とは異なります。地震や火山噴火のような自然災害を止めることはできませんが、原発事故は止められます。原発は人が動かしているのですから、人が原発全廃を決意すれば良いのです。重大事故が起こる前に、原発を全廃しましょう。

若狭の原発を考える会（連絡先：TEL: 090-1965-7102 木原壮林 〒607-8466 京都市山科区上花山桜谷 40-5）

配布協力：再稼働阻止ネットワーク（連絡先：TEL: 070-6650-5549；FAX: 03-3238-0797；〒101-0061

東京都千代田区三崎町 2-6-2 ダイナミックビル5F たんぽぽ舎気付）